

結城市と結城市内郵便局との地域における協力に関する協定書

結城市（以下「甲」という。）と結城市内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、結城市と結城市内郵便局との地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。ただし、乙の守秘義務に係るものを除く。

- （1）災害発生時の協力に関すること。
- （2）地域見守り活動に関すること。
- （3）児童・生徒の健全育成に関すること。
- （4）道路の損傷等に関すること。
- （5）廃棄物等の不法投棄に関すること。
- （6）その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項第1号から第5号までの具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。
3 前項第6号について、新たに協力を開始する場合は、別途覚書を締結し具体的な実施内容を定めるものとする。

（連絡会議の設置）

第3条 甲は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第4条 甲は、結城市民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項各号に定める事項の実施に当たり、乙と市民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第5条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項各号に定める事項について取り組むものとする。

（協定の解除）

第6条 本協定を解除する場合は、甲と乙の合意のもとになされるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、解除の合意がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。この場合において、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、第2条に規定する協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

（協議）

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

付 則

本協定の締結をもって「結城市地域見守り活動に関する協定書」（平成27年3月20日締結）、「災害時における相互応援に関する協定書」（平成21年10月14日締結）、「廃棄物等の不法投棄に係る情報提供に関する覚書」（平成13年11月13日締結）を廃止する。

平成29年10月5日

甲 結城市結城1447番地

結城市長

前場文夫


乙 結城市内郵便局代表

結城市結城7195番地2

日本郵便株式会社

結城郵便局長

大木孝利
